

首相府

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

No: 450/VPCP-QHQT

外国人、ベトナム人の入国

ハノイ、2022年1月18日

宛先：公安省、外務省、保健省、国防省、交通運輸省、文化・スポーツ・観光省、情報通信省

外国人の入国に関する公安省及び外務省の報告書（2021年12月27日付1792BC-BCA、2022年1月18日付BNG-LS）を検討した後、ファム・ビン・ミン常務副首相は以下のとおり意見がある：

1. 外国人、在外ベトナム人及びその家族に対する入国手続きについて純利を作る方針に同意する。

2. 入国外国人の対象について

ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住法の規定に従って機関・組織・個人によって招聘される外国人である。観光目的で入国する外国人の場合、まず引き続き国際観光客を迎えるパイロットプロジェクトを実施する。

3. 入国を承認する権限及び手続きについて

合法的な入国書類（滞在許可証、一時滞在許可証（Temporary Resident Card）、査証、査証免除証）を有する外国人・海外定住ベトナム人及びその家族は、ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住法及び2015年9月24日付政府政令 No.82/2015/ND-CP によって人事検査・査証申請・査証免除証明書の再発給手続きを行う必要なく、各省庁・地方省による入国方針の承認を申請する必要がなく入国できる。

査証を有さない外国人に対して、地方省レベルの人民委員会は引き続き承認の検討を行い、地方省における就労・会議セミナーの参加・修学・人道等の目的で入国するケースに対する良い条件を造る。中央所属各省庁は招聘・歓迎を主導的に行い、自分の機関との仕事に入国する外国人に対する管理責任を負う。

公安省は、最近追加された入国禁止のケースをアップデートし、外務省から在外ベトナム大使館に通知するために通報する。外務省及び関係機関と協力して入国手続きを案内して全国で出入国法に乗っ取った形での実施を統一させ、ベトナムの要請・医療ガイダンスの厳守を確保する。

官房長官代理

副官房長官

グエン・スアン・タン